

インターネット公売(不動産)を実施します

滞納者から差し押さえた不動産を滞納額に充てるため、インターネット公売を実施します。見積価格、公売保証金については問い合わせください。詳細は、町ホームページに掲載しています。

公売財産 伊東市川奈の土地
入札期間 3月4日(金)13時~11日(金)13時
入札・開札・売却場所 税務課(入・開札はヤフー(株)提供のインターネット公売システム上)
開札日時 3月11日(金)14時

売却決定日時 3月14日(月)17時
代金納付期限 3月18日(金)
入札申込方法 ヤフーのオークションサイトの画面に必要事項を記入し、申し込んでください。
申込期間 2月16日(火)13時~26日(金)23時
下見会 実施しません
照会先 税務課(収納係)
 ☎85-19573



固定資産税の税率見直しについて

町では、財政状況が逼迫していることから、新たな財源確保の検討を重ねてきました。

その結果、「来年度から6年間、固定資産税の税率を1.4%から1.68%に引き上げる」案をまとめ、町議会に審議をお願いしました。慎重な審議を経て納税者の負担を軽減するべきという提言を受け、「来年度から3年間、固定資産税の税率を1.4%から1.58%に引き上げる」案に修正し、可決されました。

このため、町では当初見込んでいた1.68%の収入額に不足する部分への対応として使用料の見直しやサービスの見直しなどを検討し始めたところです。

なお、固定資産をお持ちの方の来年度の税額については、例年どおり5月上旬に納税通知書を送付する予定ですが、詳細は、税務課までお問い合わせください。

また、新たな財源確保に関するこれまでの説明会や新財源確保有識者会議の結果などは、町ホームページに掲載しています。

照会先

固定資産税に関すること

税務課 ☎85-7750

新たな財源確保に関すること

特定政策推進室 ☎83-9256



収入がないのに申告書が届いた方

申告書は、住民基本台帳に基づき、昨年の申告状況や収入状況などを参考に送付しています。主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。申告がない場合、年金などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。

収入がないのに申告書が届いた方

給与や年金から所得税が源泉徴収されている方

還付申告をすると、所得税が戻ります。
 ●年末調整に控除が間に合わなかった場合
対象 扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整に間に合わなかった方
申告に要するもの 源泉徴収票や保険料の支払証明書など

給与や年金から所得税が源泉徴収されている方

●医療費控除
対象の医療費 平成27年中に、本人や本人と生計を共にする親族のために支払った医療費
控除額 保険金などで補填される分を差し引いた金額から、総所得の5%または10万円のいずれか少ない金額を差し引いた額
控除限度額 200万円
申告に要するもの 領収書など
 ※事前に領収書を病院ごとに集計し一覧表を作成してください。

一覧表がない場合、申告を受け付けできないことがあります。

小田原税務署への申告が必要な税目・受付期間

- 贈与税(納税)
3月15日(火)まで
- 個人事業者の消費税
3月31日(木)まで



照会先

町県民税、所得税
税務課 ☎85-7750

所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税
小田原税務署 ☎0465-35-4511

町県民税、所得税の申告の申告相談を実施します

〈町の窓口〉

日	月	火	水	木	金	土
		2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
		湯本	湯本	宮城野	宮城野	宮城野
2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
仙石原	仙石原	仙石原	仙石原	湯本	湯本	-
2/28	2/29	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5
-	湯本	温泉	温泉	仙石原	仙石原	-
3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12
-	箱根	箱根	宮城野	宮城野	湯本	湯本
3/13	3/14	3/15				
湯本	湯本	*				

※3月15日(火)は、役場分庁舎で「町県民税」のみ申告の受け付けを行います。所得税の申告(確定申告)の受け付けはできませんので、ご注意ください。

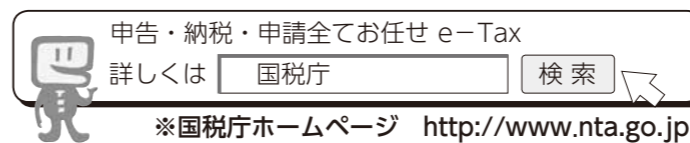
受付時間 9時~16時(役場分庁舎は17時15分まで)

場所 ・湯本…役場分庁舎

(3/12・3/13は役場本庁舎住民ホール)

- ・温泉…温泉公民館
- ・宮城野…宮城野公民館
- ・箱根…箱根出張所
- ・仙石原…仙石原文化センター

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。



町民の皆さんに平成27年の所得を申告してもらう、町県民税と所得税の申告時期です。期限が近づくと込み合いますので、必要な書類を準備し、早めに申告しましょう。

町県民税は税務課、所得税は小田原税務署または税務課に申告してください。

町県民税の申告が必要な方

- 住民登録の有無にかかわらず、平成28年1月1日現在町内に在住し、27年中に所得(給与、事業、不動産、年金、配当など)があった方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方
- 給与所得を2か所以上から受けていた方
- 昨年中に所得がなかった方

町県民税の申告が不要な方

- 税務署に確定申告書を提出する方
- 給与所得者で給与以外の所得がなく、町県民税が給与から特別徴収されている方
- 昨年中に、家族の扶養控除となっている方
- 公的年金などの年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、所得税の申告は不要です。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます。
- 確定申告が不要でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料控除や配偶者控除以外の各種控除(生命保険料、医療費、扶養など)を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

町県民税の申告が必要な方

町県民税の申告が必要な方

町県民税の申告が必要な方

町県民税の申告が必要な方

町県民税の申告が必要な方

町県民税の申告が必要な方

町県民税の申告が必要な方